

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
枚方警察署	<p>下記の行政財産の平成30年度分（開始日：平成30年4月1日）に係る使用料については、使用開始日前（平成30年3月31日まで）に納付させなければならないが、調定すべき時機を失し、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="454 600 1323 989"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>41.26㎡</td> <td>食堂</td> <td>240,840円</td> <td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="454 1026 1323 1415"> <thead> <tr> <th>調定年月日</th> <th>納入期限日</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年6月25日</td> <td>平成30年7月17日</td> <td>平成30年7月4日</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	建物	41.26㎡	食堂	240,840円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	調定年月日	納入期限日	納付日	平成30年6月25日	平成30年7月17日	平成30年7月4日	<p>検出事項について調定すべき時機を失した原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b>                      (納付の時期)                      第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、平成30年度分の行政財産使用料を徴収するための調定作業を行った際、新規事業者を含む他業者と共に調定等がされているものと思ひ込み、作業を進めたため、手続漏れが発生したことが原因である。</p> <p>行政財産使用料の調定に当たっては、行政財産使用許可関係書類との照合を確実に実施する等、起案時及び決裁時におけるチェックを強化するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間															
建物	41.26㎡	食堂	240,840円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで															
調定年月日	納入期限日	納付日																	
平成30年6月25日	平成30年7月17日	平成30年7月4日																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月30日）